

地震は「事前の備え」が必要

防災ワンポイントコーナー

町と町防災士会主催の「防災のつどい」を2月5日、町公民館で開催しました。北海道大学大学院の高橋浩晃教授による基調講演の中で、本町や道東で起こる地震に関して皆さんにも知っておいてほしい内容をご紹介します。

暴風雪や大雨は、気象レーダーなどにより事前に接近を予測できますが、現在の科学でも**地震の予知はできない**ため、いつ地震が起きてもよいように「事前の備え」が必要です。根室沖の海溝型地震が発生する確率は今後30年間で90パーセント程度と言われており、本町でも震度6弱程度の地震が発生すると考えられています。2000年以降に建てられた建物は耐震性が高く、震度6弱では倒壊の可能性は低いですが、揺れが小さい地震でも家具が倒れて下敷きになる恐れがあります。家具の固定具は強い揺れだと外れてしまうため、身動きの取れない就寝中の地震に備え、**寝室には倒れやすい家具を置かない**ようにしましょう。

また、皆さんは買い物などで釧路方面を訪れることがあると思いますが、町外で被災したときのためにも、その地域の**津波避難場所を確認**しておく必要があります。沿岸部の自治体によっては、商業施設と協定を締結していて、屋上避難や食料・飲料水の提供を行うこともあるので、念頭に入れましょう。津波による道路の損壊や警報発表中の交通障害により、物流が途絶える可能性もあるため、**最低3日分の食料と飲料水を自宅に備蓄**してください。



高橋教授による基調講演の様子

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

エコの すすめ



COOL CHOICE (クールチョイス)とは…

地球温暖化を防止するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

小さなことからコツコツ!!

環境に配慮した行動と選択の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

分別に注意してください!!



下記の品目を可燃ごみや不燃ごみに混ぜて捨ててしまうと、**火災や爆発の原因**になります。注意すべき品目、リサイクル対象に追加された品目を紹介しますので、今後の分別の参考にしてください。

○スプレー缶類

10月広報でも掲載しましたが、未だに**可燃ごみや不燃ごみに混入**しているケースが多くみられます。**爆発や火災を引き起こす**だけでなく、最悪の場合「**不法投棄**」として法律上の罰則となる可能性がありますので、適切に分別して収集に出しましょう。



○モバイルバッテリー・

電子タバコ・携帯電話

2026年4月から回収・リサイクルが義務化されます。町では**モバイルバッテリー・電子タバコは「危険・有害ごみ」、携帯電話は「小型家電」として**変わらず回収しますので、適切に分別してください。
※危険・有害ごみ：電池、電球など



※詳しくは、「ごみの分け方・出し方辞典たつじん」または下記問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

住宅などの下水道接続・ 合併処理浄化槽設置を お願いします



※写真はイメージです

▶下水道への接続か合併処理浄化槽の設置のご検討を

町では豊かな自然を守るため、汚水処理施設(下水道・合併処理浄化槽)の普及を推進しています。

下水道整備区域内の未接続家屋は下水道への接続を、下水道の整備されていない区域では合併処理浄化槽の設置をお願いします。

▶単独処理浄化槽・汲み取り便槽からの転換を

合併処理浄化槽と違い、トイレ汚水しか処理できない浄化槽を「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」といいます。単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している住宅では、台所や風呂の生活雑排水が未処理のまま河川や湖などに放流されてしまうため、下水道接続や合併処理浄化槽への転換をお願いします。

▶補助制度のご案内

合併処理浄化槽の設置・転換に係る費用は、補助金の対象となる場合がありますので、ぜひご利用ください。補助金の交付決定前に工事を開始すると補助金の対象となりませんので、必ず事前に担当課へご相談ください。

・合併処理浄化槽設置整備事業

毎年4月～10月の期間受け付け 役場水道課業務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)

・住宅建設促進事業

年間を通して受け付け 役場建設課建築係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

▶守っていますか?浄化槽管理者3つの義務

浄化槽法により、浄化槽の所有者(管理者)は以下の3つの義務を守らなくてはなりません。これらが守られないと、汚水が適切に処理されず環境に負荷が掛かるのみならず、改善の指示に従わない場合は、法律により罰則が科される場合があります。

① 保守点検

年に数回、浄化槽の機器が正しく動いているか点検し、調整・補修や消毒剤の補充を行います。北海道知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼してください。

② 清掃

年に1回以上、汚水を処理する過程で発生する汚泥などを引き抜き、機器を洗浄・清掃します。

③ 法定検査

浄化槽法で定められた検査のことで、浄化槽を設置した際に1度だけ行う7条検査と、毎年1回行う11条検査があります。検査は北海道浄化槽協会が行います。

▶浄化槽に関する届け出をお忘れなく

浄化槽を設置・撤去するとき、転居などで管理者が変わったときなどは、必ず町へ届け出を行ってください。また、長期間(1年以上)浄化槽を使用しないときは、届け出により、保守点検や点検の義務が免除されます。

▶水道水の水質の状況について

町では、水質検査計画に基づき項目別に毎日、毎月、年1回、専門機関に依頼し、定期検査を行っています。

令和7年中の水質検査については、異常は認められず水質基準に適合していました。なお、詳しい測定値などについては、町ホームページに掲載しています。掲載内容についてのお問い合わせは役場水道課までお願いします。



町公式HP

問い合わせ先／役場水道課業務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)